

## 事業事前評価表

国際協力機構東・中央アジア部 東アジア課

### 1. 案件名 (国名)

国名：モンゴル国

件名：人材育成奨学計画 (3 年型)

The Project for Human Resource Development Scholarship (3 years cycle)

### 2. 事業の背景と必要性

#### (1) 当該国における中核人材育成の現状と課題

モンゴル国（以下モンゴル又は同国という。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

#### (2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

本事業はモンゴルの以下の開発課題への対応のために、それぞれの分野を所管する監督官庁の中核的人材の育成を行う案件として位置付けられる。

##### 1) 鉱物セクターの持続可能な開発とガバナンスの強化

モンゴル国政府は 2008 年から 2021 年の長期開発政策である「ミレニアム開発目標に基づく包括的国家開発戦略」（以下、「国家開発戦略」という）において、鉱床の有効活用を重点分野の一つとして設定している。右戦略の推進に向けた課題の一つとして、鉱物資源開発のための適切な法整備・ガバナンスの強化が挙げられており、本事業はこれらの課題解決のための支援として位置付けられる。

##### 2) すべての人々が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援

モンゴルでは急速な経済成長にもかかわらず貧富の差が拡大しており、「国家開発戦略」では貧困削減に向けた政策・制度を強化する必要性が記載されている。本事業はこれらの取り組みを支援するものとして位置付けられる。

##### 3) ウランバートル市都市機能強化のための支援

「国家開発戦略」では、経済成長・人口増加等の変化に合わせたインフラ整備が重点分野の一つとして掲げられているが、近年首都ウランバートルへの人口集中を背景に、同市の都市交通システム、都市基礎インフラ整備等を含む都市機能強化が課題となっている。本事業はこれらの課題解決のための支援として位置付けられる。

#### (3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

日本政府が 2012 年 5 月に策定した「対モンゴル国別援助方針」及び「対モンゴル JICA 国別分析ペーパー」では下記 1)～3)の課題を支援の重点分野としており、本事業で設定している以下 3 つの援助重点分野（サブプログラム）との整合性が認められる。

1) 鉱業セクターの持続可能な開発とガバナンスの強化：本サブプログラムは、国別援助方針の重点分野「鉱物資源の持続可能な開発とガバナンス強化」の下に位置づけられ、「鉱物資源セクター人材育成プロジェクト」等を通じてモンゴルの持続可能な鉱物資源開発を支援し、「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト」等を通じて財政運営管理・

法体系整備能力強化を支援している。

2) すべての人々が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援：本サブプログラムは、国別援助方針の重点分野「全ての人々が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援」の下に位置づけられ、モンゴル中小・零細企業を中心とする雇用創出を支援するとともに、農牧業経営の普及等を通じた農牧民の収入機会の確保及び生計向上を図る。また、保健医療・教育の分野等を中心とした基礎的社会サービスへの強化を支援する。「モンゴル日本人材開発センター・ビジネス人材育成・交流拠点機能強化プロジェクト」や「中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業」の実施を通じ、ビジネス人材の育成等を実施している。

3) ウランバートル都市機能強化のための支援：本サブプログラムは、国別援助方針の重点分野「ウランバートル都市機能強化」の下に位置づけられ、現在モンゴル政府及びウランバートル市が 2030 年を目標年次として取り組む、ウランバートル市都市計画マスタープランの法制化を支援し、都市インフラ整備・環境改善への取り組みを支援する。都市機能の維持・強化のため、我が国の知見及び技術を活用したインフラ整備を支援すると共に「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクト」を通じて同市の環境対策を支援している。

#### (4) 他の援助機関の対応

留学生事業としてはドイツ・ロシア・アジア開発銀行等が実施しているが、行政官を対象とした事業としてはオーストラリア国際開発庁が年間 21 名の奨学金支給を行っている。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業の目的

本事業は、モンゴルの指導層となることが期待される若手行政官を対象に、本邦大学院における学位取得（修士）を支援することにより、優先開発課題の分野での知識の習得を図り、もって同国の開発課題の解決に寄与すると共に、人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：該当なし。

#### (3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 18 名の留学生が、本邦大学院において、モンゴルにおける優先開発課題の分野で知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 4 年次事業として実施するものである。

#### (4) 総事業費/概算協力額

総事業費 2.31 億円（概算協力額（日本側）：2.31 億円、モンゴル側：0 円）

#### (5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2016 年 7 月～2019 年 3 月を予定（計 33 ヶ月）

#### (6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、モンゴルにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、モンゴル政府関係者（教育・文化・科学省等）及び日本側関係者（在外公館、JICA 在外事務所等）で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に

行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮：

①カテゴリ分類：C

②根拠：本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

2) 貧困削減促進：該当なし

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：該当なし

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担：該当なし

(9) その他特記事項：「工学系高等教育支援事業」（有償）（2014年～2023年）や「鉱業分野人材育成」（技術協力・国別研修）（2013年～2018年）はモンゴルの特定大学の学生・教員・研究者等を主な対象とした事業であり、行政官を主な対象とするJDS事業と競合するものではない。

#### 4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件：特になし

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ② 留学生が帰国後、所属先を離職しない。

#### 5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

前回（2009～2012年度）のモンゴルに対する「人材育成奨学計画」では、協力準備調査によって4期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画を設定し、事業を実施した。その結果、年度毎に対象セクター及び募集対象機関を決定していた従前の事業と比べ開発課題との整合性をより明確にすることができた。

今回（2013～2016年度）に関しても、4期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画とする。そのために、2012年度に協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図っている。

#### 6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性：この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、モンゴルにおける共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画及び同国に対する我が国援助計画とも合致している。
- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は

高い。

(2) 有効性：

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2016 年)	目標値 (2019 年)
留学する学生数 (人)	0	18
留学生の学位取得率 (%) <sup>i</sup>	0	95%

2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れにより、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資する。

## 7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6.(2) 1)のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6.(2) 1)に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、  
取りまとめる。 以 上

<sup>i</sup> 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業概要参照）全体における目標値とする。1バッチあたり18名を派遣し、総計72名が派遣される予定。また、4.（2）に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。